

第 33 期静岡県青少年環境整備審議会

日 時 令和 8 年 2 月 24 日 (火)
午後 1 時 30 分～ 3 時 00 分
場 所 県庁別館 9 階特別第一会議室

= 次 第 =

- 1 開 会
- 2 事務局代表あいさつ
静岡県教育委員会 社会教育課長 小竹 啓功
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 会長及び副会長あいさつ
- 6 審議会の概要説明
- 7 部会長等の指名
- 8 議 事
 - (1) 令和 7 年度優良図書の推奨結果について
 - (2) 令和 8 年度優良図書の選定について
 - (3) 有害図書類の緊急指定について
- 9 閉 会



幸福度日本一の静岡県

配布資料一覧

資料No.	資料名	頁番号
—	次第【裏面に配布資料一覧】	—
—	委員名簿【五十音順】	—
—	座席表	—
1	静岡県青少年環境整備審議会規則 静岡県附属機関設置条例	1～3
2	静岡県青少年環境整備審議会について	4～14
3	部会別委員名簿（案）	15
4	議事1 令和7年度優良図書の推奨結果について	16
5	議事2 令和8年度優良図書の選定について	17～24
6	議事3 有害図書類の緊急指定について（報告）	25～27

第 33 期 静岡県青少年環境整備審議会委員

五十音順、敬称略

	氏 名	団体名等	出欠
委 員	池田まり子	静岡県読み聞かせネットワーク	出席
委 員	今岡 多恵	常葉大学教育学部准教授	出席
委 員	岩切 信一	日本複合カフェ協会	欠席
委 員	大石 希和	静岡県 P T A 連絡協議会	欠席
委 員	大石 健二	静岡県職業教育振興会	出席
委 員	片瀬 紀子	静岡県地域活動連絡協議会	出席
委 員	加藤 良玄	静岡県保護司会連合会	欠席
委 員	木宮 暁子	静岡県私学協会	出席
委 員	小池 千鶴	静岡県読書アドバイザー	出席
委 員	佐々木 慎	静岡支局長会	出席
委 員	佐塚 慎己	静岡県書店商業組合	オンライン出席
委 員	篠原 将仁	静岡県映画興行協会	出席
委 員	夏目 聡美	静岡県校長会	オンライン出席
委 員	橋本 真理子	静岡支局長会	出席
委 員	半田 千乃	静岡市立こども園園長会	出席
委 員	久田 英之	静岡県防犯協会連合会	出席
委 員	松浦真一郎	静岡県高等学校長協会	欠席
委 員	向坂 智子	静岡県人権擁護委員連合会	出席
委 員	山内 健史	ユースサポーター	出席
委 員	山本 泰三	静岡県公立高等学校 P T A 連合会	欠席

第33期 静岡県青少年環境整備審議会委員座席表

傍聴席

池田委員 今岡委員 大石委員 片瀬委員 木宮委員 小池委員 佐々木委員

会長

副会長

スクリーン

山内委員 向坂委員 久田委員 半田委員 橋本委員 篠原委員 佐塚委員

事務局

社会教育課長 伊藤 阿部 村田

幹事席

受付

入口

入口

静岡県青少年環境整備審議会規則【抜粋】

公布 昭和36年10月4日静岡県規則第48号
最終改正 平成21年3月31日静岡県規則第13号

静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会規則をここに制定する。

静岡県青少年環境整備審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）第2条の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会（以下「審議会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、関係公務員学識経験者等のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる所掌事務を分掌させる。

部 会	所 掌 事 務
第1部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。）第7条第1項の規定による優良興行の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害興行の指定及び環境条例第12条第1項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項

第2部会	環境条例第7条第1項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第9条第1項の規定による有害図書類の指定及び環境条例第10条第1項の規定による有害がん具類等の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第3部会	環境条例第8条第1項の規定による優良環境の推奨及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例（昭和43年静岡県条例第25号。以下「キャンプ条例」という。）第3条の規定によるキャンプの禁止区域の指定並びに環境条例第11条第1項の規定による当該推奨の取消し及びキャンプ条例第5条の規定による当該指定の解除に関する事項

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会に準用する。

（分科会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 4 分科会長は、分科会の会務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 第5条の規定は、分科会に準用する。

（議決の特例）

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会又は分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第9条 審議会に、幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

（委員）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

静岡県附属機関設置条例

公布 昭和27年12月16日静岡県条例第60号

静岡県附属機関設置条例をここに公布する。

静岡県附属機関設置条例

第1条 静岡県に執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基く政令又は条例に別段の定めのあるものを除くほか、別表の機関を置く。

第2条 前条の附属機関の組織その他必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

(省 略)

別表 (第1条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	静岡県果樹農業振興審議会	果実の生産、加工、販売、出荷規格及び輸出の振興に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務
	静岡県水産振興審議会	漁業経営の確立、漁業生産力の増強、組合経営の合理化並びに漁港及び漁村の整備に関する事項の調査審議並びに知事に対する建議に関する事務
	静岡県観光審議会	観光開発計画の基本方針の策定及び観光事業に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務
	静岡県青少年環境整備審議会	青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務

静岡県青少年環境整備審議会について

(社会教育課)

1 設置根拠

(1) 静岡県附属機関設置条例 (昭和 27 年公布)

※静岡県附属機関設置条例 (抜粋)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	静岡県青少年環境整備審議会	青少年の健全な育成を図るための良好な環境整備に関する重要事項及びキャンプの禁止区域の指定に関する重要事項の調査審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務

(2) 静岡県青少年環境整備審議会規則 (昭和 36 年公布)

静岡県附属機関設置条例第 2 条の規定に基づき制定

2 所掌事務 (審議会規則)

次に掲げる事項の調査審議、知事に対する意見の答申に関する事務

(1) 優良推奨に関する事項

優良興行、優良環境、優良図書類の推奨

(2) 有害指定に関する事項

有害興行、有害図書類、有害広告物、有害玩具類等の指定

(3) キャンプ禁止区域指定に関する事項

(4) 優良推奨、有害指定の取消し、キャンプ禁止区域指定解除に関する事項

※静岡県青少年環境整備審議会規則第 6 条

部 会	所 掌 事 務
第 1 部会	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 (昭和36年静岡県条例第55号。以下「環境条例」という。) 第 7 条第 1 項の規定による優良興行の推奨、環境条例第 9 条第 1 項の規定による有害興行の指定、同条第 4 項の規定による団体の指定及び環境条例第 12 条第 1 項の規定による有害広告物の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第 2 部会	環境条例第 7 条第 1 項の規定による優良図書類の推奨、環境条例第 9 条第 1 項の規定による有害図書類の指定、同条第 5 項第 3 号の規定による団体の指定及び環境条例第 10 条第 1 項の規定による有害玩具類等の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨又は指定の取消しに関する事項
第 3 部会	環境条例第 8 条第 1 項の規定による優良環境の推奨及び特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例 (昭和43年静岡県条例第25号。以下「キャンプ条例」という。) 第 3 条の規定によるキャンプの禁止区域の指定並びに環境条例第 11 条第 1 項の規定による当該推奨の取消し及びキャンプ条例第 5 条の規定による当該指定の解除に関する事項

3 運営状況

(1) 組織

ア 委員 20 人（任期 1 期 2 年、再任あり）

会長 1 人、副会長 1 人、部会長 3 人、分科会長 4 人

イ 幹事 7 人（委員の補佐）

私学振興課長、男女共同参画課長、広聴広報課長、こども未来課長、県立中央図書館長、県警人身安全少年課長、社会教育課長

部会	所掌事務	委員数	幹事
第 1 部会	優良興行の推奨 有害興行の指定 有害広告物の指定 (推奨、指定の取消し)	10 人 (第 2 部会兼任)	私学振興課長 男女共同参画課長 社会教育課長
第 2 部会	優良図書類の推奨 有害図書類の指定 有害玩具類等の指定 (推奨、指定の取消し)	20 人 (第 1～4 分科会) (1 分科会 5 人) (第 1・3 部会兼任)	広聴広報課長 県警人身安全少年課長 こども未来課長 県立中央図書館長 社会教育課長
第 3 部会	優良環境の推奨 キャンプ禁止区域の 指定 (推奨の取消し、区域 の指定解除)	10 人 (第 2 部会兼任)	社会教育課長

(2) 審議会開催状況 (R8. 1 月末まで)

	年度	開催回数	審議内容 (答申内容)
全体会	4	1 回	有害玩具類等の指定等、キャンプ禁止区域の指定解除
	5	1 回	有害図書の個別指定
	6	1 回	有害図書の個別指定
	7	—	
第 1 部会	4	—	
	5	—	
	6	—	
	7	—	
第 2 部会	4	6 回 (内 1 回は全体会)	優良図書 39 冊 有害図書 9 冊 (うち緊急指定報告 9 冊)
	5	5 回	優良図書 42 冊 有害図書 11 冊 (うち緊急指定報告 11 冊)
	6	5 回	優良図書 41 冊 有害図書 11 冊 (うち緊急指定報告 11 冊)
	7	4 回	優良図書 25 冊 有害図書 11 冊 (うち緊急指定報告 11 冊)
第 3 部会	4	1 回 (内 1 回は全体会)	キャンプ禁止区域の指定解除
	5	—	
	6	—	
	7	—	

4 静岡県青少年環境整備審議会（予定）

※第33期：R7.12.25～R9.12.24

開催予定日	内 容	対象者
R8.2.24	全体会（第33期） ・委嘱状交付、会長・副会長選出 等	委員全員
R8.7～9	（優良図書類（書籍）推奨諮問図書の試読）	第2部会委員 （委員全員）
R8.10	第2部会 ・優良図書類（書籍）推奨諮問に対する審議、 答申	第2部会委員 （委員全員） ※分科会ごと審議
必要の都度 会長が招集	第1部会 ・優良興行推奨、有害興行指定に関する審議 ・有害広告物指定に関する審議	第1部会委員
必要の都度 会長が招集	第2部会 ・優良図書類（書籍以外）推奨に関する審議 ・有害図書類、玩具類の指定に関する審議	第2部会委員 （分科会）
必要の都度 会長が招集	第3部会 ・優良環境に関する審議 ・キャンプ禁止区域指定に関する審議	第3部会委員

※原則県庁にて開催

【参考】

○静岡県青少年環境整備審議会規則

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

○審議会等委員の選任基準

一の審議会等の委員に継続して選任できる期間は、10年以内とすること。

優良興行、優良図書類の推奨

(社会教育課)

(趣旨)

青少年の健全な育成に特に有益であると認められる興行、図書類は、青少年の情操を高め、正しい知識と教養を深めるとともに、社会の良識をつくりあげるための適当な教材となることから、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、静岡県青少年環境整備審議会に諮り推奨している。

1 優良興行推奨 (※興行～映画、演劇、演芸、コンサートなど)

令和元年度以降推奨なし

推奨年度	映 画 名	製作・配給	対 象
平成30年度	イーちゃんの白い杖	テレビ静岡	小学校高学年以上
平成29年度	関ヶ原	東宝アスミック・エース	中学生以上

<平成 28 年度以前>

平成 28 年度・・・2 作品 平成 27 年度・・・2 作品 平成 26 年度・・・4 作品

2 優良図書類推奨 (※図書類～書籍、雑誌、DVD、ゲームソフトなど)

(1) 書籍

※ 令和 7 年度 (25 作品)

No.	図書名	著者名	出版社名
★ 幼児以上対象			
1	おせち	文・絵／内田 有美 料理／満留 邦子 監修／三浦 康子	福音館書店
2	クジラがしんだら	文／江口絵理 絵／かわさきしゅんいち 監修／藤原義弘	童心社
3	しょうぼうじどうしゃのあかいねじ	作・絵／たるいし まこ	福音館書店
4	てんじつきさわるえほん ぼうけんしよう!	作／スギヤマ カナヨ	偕成社
★ 小学校低学年以上対象			
5	にじ	監修・写真／武田 康男 構成・文／小杉みのり	岩崎書店
6	釣って 食べて 調べる 深海魚	作／平坂 寛 絵／長嶋 祐成 写真／キッチンミノル	福音館書店
7	ほうきをもつ少年	作・絵／たかはしとしひで	文芸社
8	ロバのおはなし	作・絵／よしだるみ	国土社

9	シロナガスクジラ	文/加藤 秀弘 絵/大片 忠明	福音館書店
10	こうして、ともに、いきている	著/多屋 光孫	汐文社
11	やくそく ぼくらはぜったい戦争しない	作/那須 正幹 絵/武田 美穂	ポプラ社
★ 小学校中学年以上対象			
12	新装改訂版 南極犬物語	著/綾野 まさる 絵/くまおり 純	ハート出版
13	中国のフェアリー・テール	作/ローレンス・ハウスマン 訳/松岡享子	福音館書店
14	火の鳥 いのちの物語	原作/手塚治虫 文・絵/鈴木まもる	金の星社
15	ひき石と24丁のとうふ	作/大西 暢夫	アリス館
16	改正3版 世界の国旗図鑑 歴史とともに 進化する国旗	著/荻安望	偕成社
17	タケシのせかい	作/室井 滋 絵/長谷川 義史	アリス館
★ 小学校高学年以上対象			
18	もし、世界にわたしがいなかったら	文/ビクター・サントス 絵/アンナ・フォルラティ 訳/金原瑞人	西村書店
19	透明なルール	著/佐藤 いつ子	KADOKAWA
20	ひとのなみだ	文/内田麟太郎 絵/n a k a b a n	童心社
21	このほしのこども	作/吉田 尚令	あかね書房
★ 中学生以上対象			
22	僕には鳥の言葉がわかる	著/鈴木俊貴	小学館
23	みかんファミリー	著/椰月 美智子	講談社
24	七月の波をつかまえて	作/ポール・モーシャール 訳/代田 亜香子	岩波書店
25	やなせたかしの生涯 アンパンマンとぼく	著/梯久美子	文春文庫

<令和6年度以前>

令和6年度・・・41作品 令和5年度・・・42作品 令和4年度・・・39作品

(2) DVD等

令和3年度以降推奨なし

推奨年度	作品名	監督名	対 象
令和2年度	僕と世界の方程式	モーガン・マッシュューズ	中学生以上

令和元年度	バースデーカード	吉田康弘	小学校高学年以上
	メアリと魔女の花	米林宏昌	小学校低～高学年

<平成 30 年度以前>

平成 30 年度・・・ 5 作品 平成 29 年度・・・ 5 作品 平成 28 年度・・・ 0 作品

有害興行、有害図書類、有害玩具類等の指定

(社会教育課)

(趣旨)

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす興行、図書類、玩具類を青少年の周囲から排除して良好な環境を整備するため、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例に基づき、静岡県青少年環境整備審議会に諮り有害指定している。

1 有害興行指定

令和3年度以降指定無し

<令和2年度以前>

令和2年度・・・115 作品 令和元年度・・・0 作品 平成30年度・・・102 作品

2 有害図書類指定

(1) 個別指定

図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に閲覧等させることがその健全な育成を阻害すると認めるもので、知事が指定したもの（条例第9条第1項）

ア 書籍

告示年月日	図書類名	発行所
平成11年7月26日	タイ夜の歩き方	(株)データハウス
	タイ買春読本（全面改訂版）	(株)データハウス
平成19年5月18日	復讐の本	(株)三オブックス
平成22年8月20日	図解アリエナイ理科ノ教科書	(株)三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅡB	(株)三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅢC	(株)三オブックス
	図解アリエナイ理科ノ工作	(株)三オブックス

イ 雑誌

指定年度	図書類名	発行所	備考
令和7年度	るんるんナビマガジン	(有)メディックス	毎月号指定
	実話ナックルズ月刊号（隔月刊）	(株)大洋図書	毎月号指定
令和6年度	るんるんナビマガジン	(有)メディックス	毎月号指定
	実話ナックルズ月刊号	(株)大洋図書	毎月号指定

<令和5年度以前> 令和5年度18冊、令和4年度18冊、令和3年度17冊

(2) 包括指定

ア 卑わいな姿態等を被写体とした写真等を掲載するページが20ページ以上又は総ページ数の1/5以上を占める書籍・雑誌（条例第9条第5項第1号）

イ 卑わいな姿態等の場面の描写が合わせて3分を超えるビデオ・DVD等（条例第9条第5項第2号）

(3) 団体指定

図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で、知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴等を不適当と認めたもの（条例第9条第5項第3号）

団体の名称	主たる事務所の所在地	主たる 審査対象	表示方法
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号神田高野ビル4階	家庭用ゲームソフト	 

※告示（指定）年月日：令和5年3月18日

3 有害玩具類等指定

告示年月日	玩具類等名称
昭和62年12月1日	特殊警棒
昭和63年7月19日	玩具銃（ばね式、空気式、ガス式）
平成5年3月26日	電動式自慰器具（自慰その他性行為に用いる電気式の器具）
平成10年3月3日	バタフライナイフ
平成13年1月18日	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none">・模造刀剣類・ナイフ・手錠類・スリングショット

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例

(社会教育課)

1 「特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例」制定の経緯

高度経済成長を背景として、昭和30年代後半から40年代にかけて、レジャーブームとモータリゼーションの高まりから、首都圏に隣接する伊豆地区を中心に観光客のみならずキャンパーが増加した。この結果、海岸及びその周辺におけるごみ、し尿、農作物、船や倉庫の板の盗難、深夜にわたる騒音、けんか(傷害事件)等の問題が続出し、地域住民の善良な風俗、生活衛生環境を脅かすに至った。こうした状況に対処するため、青少年の健全育成のためのキャンプ施設の整備とあわせ、昭和43年3月、本条例が制定された。

2 条例の概要(禁止区域指定の根拠、要件及び運用等)

(1) 指定対象区域(第3条第1項)

- キャンパーの危険防止のため、地すべり、がけくずれ、落石、溢水等のおそれがある地域のうち特に必要と認められる地域
- 飲料水の水質保全のため、特に必要と認められる地域

(2) 指定方法(第3条第2項、第6条、第7条)

- キャンプに必要な給排水施設、し尿その他の汚物処理施設が不備な場所で、多数のキャンプにより当該地域の環境衛生が著しく阻害され、かつ、周辺地域の住民が著しく迷惑を被る事態が発生するおそれが極めて強いと認められる地域を6月1日から9月30日までの間、キャンプ禁止区域として知事が指定
- キャンプ禁止区域を指定、指定解除するときは、県の公報で公示
- 禁止区域を指定したときは、区域内の見やすい箇所に標識を設置

(3) 関係者の意見聴取(第4条)

キャンプ禁止区域の指定及び解除をしようとするときは、当該市町長及び土地の所有者又は管理者の意見を聞かなければならない。

(4) 諮問(第5条)

キャンプ禁止区域の指定及び解除をしようとするときは、静岡県青少年環境整備審議会の意見を聞かなければならない。

(5) 禁止行為及び罰則(第8条、第9条)

- 何人も(許可を受けたものを除く)、禁止区域内におけるキャンプの禁止
- 禁止区域において許可なくキャンプを行い、指定職員の中止指示に従わない場合は3万円以下の罰金又は科料

3 現行禁止区域指定・解除状況

市町村の要請により、昭和43年6月に伊豆地区の13区域を指定したのを最初に、昭和57年8月までに44区域を指定している。昭和60年と平成10年には、気田川キャンプ禁止区域の一部を解除している。さらに平成22年に禁止区域の実態調査を行った結果、地形の変化や港湾等の整備等により現状にそぐわない区域が認められたため、禁止区域の全面的な見直しを行い、禁止区域の改正を行った(平成23年4月5日告示)。

また、平成27年度中は、浜松市天竜区春野町に所在していた木ノ子島キャンプ場(平成27年5月26日告示)及び伊出野バンガロー(平成28年3月25日告示)、さらに平成30年度中にも森山バンガロー(平成30年11月20日告示)が廃業したことから、同箇所を禁止区域に指定した。令和4年度中は、賀茂郡西伊豆町安良里海岸網屋崎キャンプ禁止区域にグランピング施設が開設予定であったため、当該部分について指定解除を行った(令和5

年3月24日告示)。

(1) 現行禁止区域数

東伊豆町	河津町	下田市	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	伊豆市	沼津市	浜松市	計
1	3	5	7	5	9	2	1	1	34

(2) 伊豆地区キャンプ禁止区域

市町	区域	市町	区域
賀茂郡伊豆町	片瀬・白田海岸キャンプ禁止区域	賀茂郡 松崎町	岩地海岸キャンプ禁止区域
賀茂郡 河津町	今井浜海岸キャンプ禁止区域		雲見海岸キャンプ禁止区域
	河津浜海岸キャンプ禁止区域		石部海岸キャンプ禁止区域
	菖蒲沢海岸キャンプ禁止区域		萩谷海岸キャンプ禁止区域
下田市	柿崎海岸キャンプ禁止区域	賀茂郡 西伊豆町	松崎海岸キャンプ禁止区域
	鍋田海岸キャンプ禁止区域		大浜海岸キャンプ禁止区域
	白浜海岸から爪木崎海岸に至るキャンプ禁止区域		乗浜海岸キャンプ禁止区域
	吉佐美海岸キャンプ禁止区域		安良里海岸網屋崎キャンプ禁止区域
田牛海岸キャンプ禁止区域	宇久須海岸キャンプ禁止区域		
賀茂郡 南伊豆町	弓ヶ浜海岸キャンプ禁止区域		瀬浜海岸キャンプ禁止区域
	子浦海岸キャンプ禁止区域		浮島海岸キャンプ禁止区域
	中木海岸キャンプ禁止区域		根合海岸キャンプ禁止区域
	本瀬海岸キャンプ禁止区域		大田子海岸キャンプ禁止区域
	入間海岸キャンプ禁止区域		田子瀬浜海岸キャンプ禁止区域
	大瀬海岸キャンプ禁止区域	伊豆市	屋形海岸キャンプ禁止区域
	吉田海岸キャンプ禁止区域	小土肥海岸キャンプ禁止区域	
沼津市	御浜海岸キャンプ禁止区域		

(3) 気田川キャンプ禁止区域

浜松市天竜区春野町地内の気田川本支流のうち一部（6箇所）を除く区域

(4) 巡視状況（令和7年度：指定職員による巡視）

	巡視回数	現認テント数	現認者数	違反テント数	違反者数
伊豆地区	102	30※	91※	0	0
春野地区	21	2	7	0	0
合計	123	32	98	0	0

※宿泊を伴わない外国人観光客一団体を含む。

4 キャンプ禁止区域一部解除の相談について（浜松市）

(1) 相談内容の概要

- ・キャンプ禁止区域である浜松市天竜区春野町豊岡9-4にキャンプ場の開設を検討している（土地購入済）。
- ・県が求める設備等を整備するため、禁止区域の解除をお願いしたい。

(2) 県教育委員会社会教育課の意見

- ・最低限条例に定めのある『給排水施設、ごみ、し尿その他の汚物の処理施設』については、整備をすべきである。

- ・キャンプ禁止条例で規定する禁止区域は、各市町からの要望に基づき設定しているため、浜松市の意見を尊重したい。
- (3) 浜松市春野支所（キャンプ禁止条例担当部局）の意見
- ・当該キャンプ場の開設を検討している地区は現状キャンプ禁止区域であると考え
るが、条例上に定める必要な設備が整うであれば、指定区域の一部解除の申請を
提出しようと考えている。

部会・分科会		氏名	団体名	
第1部会 (映画)	委員	向坂智子	静岡県人権擁護委員連合会	
	委員	池田まり子	静岡県読み聞かせネットワーク	
	委員	夏目聡美	静岡県校長会	
	委員	篠原将仁	静岡県映画興行協会	
	委員	小池千鶴	静岡県読書アドバイザー	
	委員	橋本真理子	静岡支局長会	
	委員	大石希和	静岡県PTA連絡協議会	
	委員	山内健史	ユースサポーター	
	委員	岩切信一	日本複合カフェ協会	
	委員	山本泰三	静岡県公立高等学校PTA連合会	
第2部会 (図書・DVD)	第1分科会	委員	小池千鶴	静岡県読書アドバイザー
		委員	片瀬紀子	静岡県地域活動連絡協議会
		委員	木宮暁子	静岡県私学協会
		委員	大石健二	静岡県職業教育振興会
		委員	佐塚慎己	静岡県書店商業組合
	第2分科会	委員	半田千乃	静岡市立こども園園長会
		委員	佐々木慎	静岡支局長会
		委員	篠原将仁	静岡県映画興行協会
		委員	岩切信一	日本複合カフェ協会
		委員	久田英之	静岡県防犯協会連合会
	第3分科会	委員	山内健史	ユースサポーター
		委員	向坂智子	静岡県人権擁護委員連合会
		委員	橋本真理子	静岡支局長会
		委員	松浦真一郎	静岡県高等学校長協会
		委員	大石希和	静岡県PTA連絡協議会
	第4分科会	委員	池田まり子	静岡県読み聞かせネットワーク
		委員	夏目聡美	静岡県校長会
		委員	加藤良玄	静岡県保護司会連合会
		委員	山本泰三	静岡県公立高等学校PTA連合会
委員		今岡多恵	常葉大学教育学部准教授	
第3部会 (キャンプ)	委員	佐塚慎己	静岡県書店商業組合	
	委員	片瀬紀子	静岡県地域活動連絡協議会	
	委員	久田英之	静岡県防犯協会連合会	
	委員	半田千乃	静岡市立こども園園長会	
	委員	大石健二	静岡県職業教育振興会	
	委員	加藤良玄	静岡県保護司会連合会	
	委員	今岡多恵	常葉大学教育学部准教授	
	委員	木宮暁子	静岡県私学協会	
	委員	松浦真一郎	静岡県高等学校長協会	
	委員	佐々木慎	静岡支局長会	

令和7年度 優良図書の推奨結果について

1 候補図書の選定

- ・ 県認定「県子ども読書アドバイザー」、図書館司書（図書館職員）へ推薦を依頼
- ・ 募集の結果、51人の応募者から53件・49冊の推薦あり
- ・ 除外基準を除き、上限30冊を事務局で絞り込み候補図書として諮問

2 審議の方法

- ・ 各分科会で6～8冊、委員1人につき3～4冊を担当
- ・ 1冊を3人で試読し、各委員が優良推薦候補図書選定基準等を元に評価
- ・ 各委員の評価結果を踏まえ、各分科会において推奨図書を決定

3 審議の結果

第2部会第1～4分科会における審議の結果、25冊を推奨として答申

区分	幼児以上	小学校 低学年以上	小学校 中学年以上	小学校 高学年以上	中学生以上	計
冊数	4冊	7冊	6冊	4冊	4冊	25冊

4 広報等

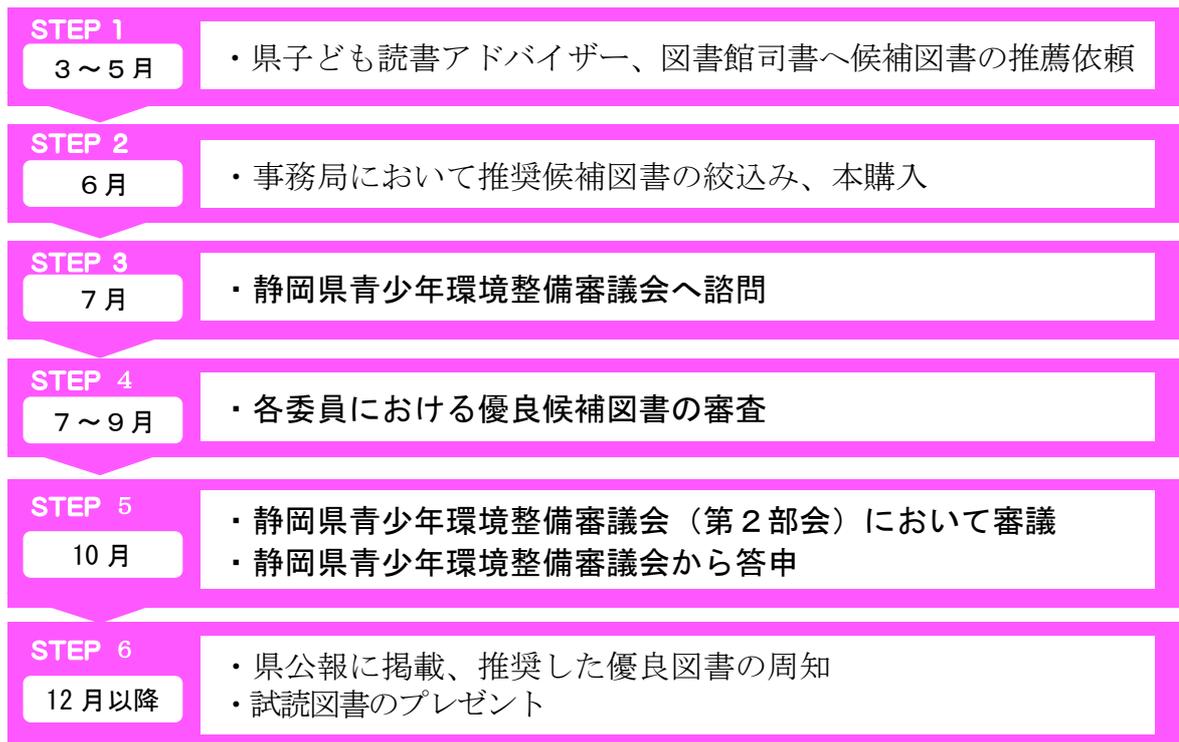
(1) 推奨図書の広報

- ・ 県HP、県民だよりへの掲載
- ・ 紹介用ポスター等を作成し、書店、図書館へ配布
- ・ 紹介用チラシを県内小中高等学校等へ配布
- ・ 青少年教育施設（県立中央図書館）での展示（令和8年3月1日より1ヶ月間）

(2) 試読図書のプレゼント

- ・ 推奨図書の試読本を県HP、県民だより等で募集し、希望者多数の場合は、抽選の上、プレゼント（2月4日 当選者に発送）

1 推奨の流れ・スケジュール（案）



2 事務局における整理方法

- 「令和8年度 静岡県優良図書候補募集要項」に基づき、下記事項を確認
 - ・ 発行日が対象期間内であるか
 - ・ 除外図書に該当するものでないか
 - ・ 高額（3,000円以上）でないか
- 概ね30冊に絞り込み
 - ・ 対象年齢区分ごとに、基本推奨冊数を設定
 - ・ 基本推奨冊数に満たない区分があった場合は、上限冊数の範囲内で調整

区分	幼児	小・低	小・中	小・高	中学生以上	計
基本冊数	6冊	6冊	6冊	6冊	6冊	30冊

3 審議会（第2部会各分科会）における審査方法

- 審議図書
 - 各分科会長と協議の上、各分科会の審議図書を決定
- 手順
 - ・ 各分科会で7～8冊、委員1人につき5～6冊を担当
 - ・ 1冊を3人で試読
 - ・ 各委員が優良推奨候補図書選定基準を基に評価
 - ・ 各委員の評価結果を踏まえ、各分科会において推奨図書を決定
 - ・ 意見が分かれた図書については、各委員の意見を踏まえ、分科会長の判断により決定する。試読していない2人の委員は、その場で判断可能な事項のみ、意見する。
 - ・ 協議がまとまらない場合は、論点を整理したうえで「保留」とし、後刻、分科会長及び事務局で確認の後、再審議し決定する。

静岡県青少年環境整備審議会 優良推奨候補図書 選定基準（案）

- 1 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準」に基づく優良図書類の推奨基準のいずれかに該当すると認められる図書である。
- 2 乳幼児から高校生（相当年齢）を対象に出版された図書である。ただし、大人向けに出版されていても、子どもが興味を持って読むことができる図書は対象とする。
- 3 それぞれの発達段階（理解力）に即したふさわしい内容である。
- 4 製本・外観・大きさが内容にふさわしく作品を十分に生かしている。
- 5 活字の字体や大きさ等が、それぞれの発達段階に即し適切である。
- 6 さし絵や写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものである。
- 7 内容が正確で、客観的な視点から書かれた図書である。
- 8 ストーリーなどの内容の完成度が高い図書である。
- 9 新しい知見や方法が紹介されている図書、最新のデータや情報などの典拠が明示された図書で、子どもの興味、関心を深めることができる図書である。
- 10 観察や実験、創作、実演等の記述を含む図書は、子どもが安全に取り組むことができ、また楽しめる図書である。
- 11 正確で美しい日本語で書かれた図書である。
- 12 そのほか、乳幼児及び児童生徒等にふさわしいと思う図書である。

1 条例第7条第1項に規定する優良興行及び優良図書類又は条例第8条第1項に規

定する優良環境の推奨の基準は、次のとおりとする。

- (1) 生命を尊重する心を育むもの
- (2) 他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むもの
- (3) 正しい知識や技能を習得し、活用する力を育むもの
- (4) 自ら学び、考え、責任ある行動がとれる資質を育むもの
- (5) 家族、地域、郷土を愛する心を育むもの
- (6) 社会生活に必要な良識と倫理観念を育むもの
- (7) その他特に青少年の健全育成に役立つもの

優良図書審査票

委員名： _____ 委員

図書名	
評 価 ※該当する区分に ○を付す	推奨する ・ 推奨にはあたらない
感想・意見 (上記評価の理由)	

以下、推奨する場合に記載

対象 ※該当する区分に ○を付す	幼児	小学校			中学生	高校生 (相当年齢)
		低学年	中学年	高学年		
推奨基準 ※下記から該当する 番号を記入 (2つまで)						

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準

- 1 条例第7条第1項に規定する優良興行及び優良図書類又は条例第8条第1項に規定する優良環境の推奨の基準は、次のとおりとする。
- (1) 生命を尊重する心を育むもの
 - (2) 他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むもの
 - (3) 正しい知識や技能を習得し、活用する力を育むもの
 - (4) 自ら学び、考え、責任ある行動がとれる資質を育むもの
 - (5) 家族、地域、郷土を愛する心を育むもの
 - (6) 社会生活に必要な良識と倫理観念を育むもの
 - (7) その他特に青少年の健全育成に役立つもの

令和8年度 静岡県優良図書候補募集要項

1 対象図書

下記事項を全て満たす図書を対象とします。

- ・「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による推奨基準」に基づく優良図書類の推奨基準のいずれかに該当すると認められる図書

- (1) 生命を尊重する心を育むもの
- (2) 他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むもの
- (3) 正しい知識や技能を習得し、活用する力を育むもの
- (4) 自ら学び、考え、責任ある行動がとれる資質を育むもの
- (5) 家族、地域、郷土を愛する心を育むもの
- (6) 社会生活に必要な良識と倫理観念を育むもの
- (7) その他特に青少年の健全育成に役立つもの

- ・令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に、初版が発行された図書(過去に出版された図書の如何に関わらず、初版表記がされている図書)

2 推薦にあたっての留意事項

推薦にあたっては、下記事項に留意願います。

- ・推奨候補図書の対象は、乳幼児から高校生(相当年齢)とする。ただし、大人向けに出版されていても、子どもが興味を持って読むことができる図書は対象とすること。
- ・それぞれの発達段階(理解力)に即したふさわしい内容であること。
- ・製本・外観・大きさが内容にふさわしく作品を十分に生かしていること。
- ・活字の字体や大きさ等が、それぞれの発達段階に即し適切であること。
- ・さし絵や写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであること。
- ・内容が正確で、客観的な視点から書かれた図書であること。
- ・ストーリーなどの内容の完成度が高い図書であること。
- ・新しい知見や方法が紹介されている図書、最新のデータや情報などの典拠が明示された図書で、子どもの興味、関心を深めることができる図書であること。
- ・観察や実験、創作、実演等の記述を含む図書は、子どもが安全に取り組むことができ、また楽しめる図書であること。
- ・正確で美しい日本語で書かれた図書であること。
- ・そのほか、乳幼児及び児童生徒等にふさわしいと思う図書であること。

3 除外図書

以下の図書は対象から除きます。

- (1) 全国学校図書館協議会が読書感想文コンクールの課題図書として選定した図書
- (2) 内容が、特定の政党政派、宗教宗派、商社、製品、主義主張等を支持、あるいは宣伝を意図している図書
- (3) 内容が、辞書、辞典及び参考書等に類する図書。選書の参考として図書を紹介することを主たる内容とする図書
- (4) 1冊で完結せず継続中のもので、前作を読まないに内容が理解できない図書

4 候補図書の対象年齢

- (1) 幼児向け

- (2) 小学校低学年向け（1・2年生）
- (3) 小学校中学年向け（3・4年生）
- (4) 小学校高学年向け（5・6年生）
- (5) 中学生向け
- (6) 高校生（相当年齢）向け

※ ただし、審議の過程で対象年齢を変更する場合があります。

5 募集冊数

1人1冊までとします。

6 候補図書の応募方法

「ふじのくに電子申請サービス」のほか、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で応募（別紙又は自由様式（応募用紙の必要事項を記入））してください。

7 応募先

〒420-8601

静岡県葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年育成班

FAX 054-221-3362

E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

ふじのくに電子申請サービスはこちら ⇒

QRコード

8 応募期限

令和8年5月31日（日曜日）まで（当日消印有効）

9 推奨冊数

20冊程度とします。

なお、推薦いただいた図書が多数の場合は、事前審査にて30冊程度を選定し、静岡県青少年環境整備審議会の意見を踏まえ決定します。

10 推奨予定時期

令和8年12月頃

静岡県ホームページにおいて公表します。

QRコード

11 留意事項

候補図書の価格は、高額でないもの（概ね3,000円未満）とします。

12 お問い合わせ先

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年育成班

静岡県葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3703 FAX 054-221-3362

E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

FAXの場合は、このまま送信してください。
 青少年育成班宛て 054-221-3362

別紙

推奨候補図書応募用紙

住所：
 氏名：
 連絡先：
 E-Mail：

図書名	
著者名	
出版社名	
初版第1刷発行日	
税別価格	
ジャンル (該当する区分に○を付けてください)	文学・評論 / ノンフィクション / 歴史・地理 / 政治・社会 / 芸能・スポーツ・アート / 実用・教育 / 絵本・児童書 / その他 ()
推奨基準 ※1 (該当する区分に○を2つまで付けてください)	A / B / C / D E / F / G
対象年齢 (該当する区分1つに○を付けてください)	1 幼児向け / 2 小学校1・2年生向け 3 小学校3・4年生向け / 4 小学校5・6年生向け 5 中学生向け / 6 高校生(相当年齢)向け
推奨する理由または本の感想	

※1 推奨基準は、以下の記号で記入してください。

- A 生命を尊重する心を育むもの
- B 他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むもの
- C 正しい知識や技能を習得し、活用する力を育むもの
- D 自ら学び、考え、責任ある行動がとれる資質を育むもの
- E 家族、地域、郷土を愛する心を育むもの
- F 社会生活に必要な良識と倫理観念を育むもの
- G その他特に青少年の健全育成に役立つもの



- 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日の間に初版が発行された
図書が対象です。
- 1人1冊までとします。
- 応募期限：令和8年5月31日(日曜日)

【送付先】

〒420-8601

静岡県葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年育成班

E-mail : kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

有害図書類の緊急指定に係る報告について

表の図書類は、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第 18 条第 1 項但書の規定に基づき、有害図書類として緊急指定したため、同条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、静岡県青少年環境整備審議会に報告するものである。

番号	種別	図書類名	発行所	指定日	通知番号
1	雑誌	るんるんナビマガジン OCTOBER. 2025 No. 279	(有)メディアックス	R7. 10. 7	教社第 366 号
2	雑誌	るんるんナビマガジン NOVEMBER. 2025 No. 280	(有)メディアックス	R7. 11. 5	教社第 423 号
3	雑誌	実話ナックルズ 12 月号	(株)大洋図書		
4	雑誌	るんるんナビマガジン DECEMBER. 2025 No. 281	(有)メディアックス	R7. 12. 8	教社第 467 号
5	雑誌	るんるんナビマガジン JANUARY. 2026 No. 282	(有)メディアックス	R8. 1. 6	教社第 509 号
6	雑誌	実話ナックルズ 2 月号	(株)大洋図書		
7	雑誌	るんるんナビマガジン FEBRUARY. 2026 No. 283	(有)メディアックス	R8. 2. 4	教社第 549 号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（抜粋）

【有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止】

第9条

知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。



【審議会への諮問等】※

第18条

知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例(昭和27年静岡県条例第60号)第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による推奨をしようとするとき。
- (2) 第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。
- (3) 第11条第1項の規定による取消しをしようとするとき。

同条第2項

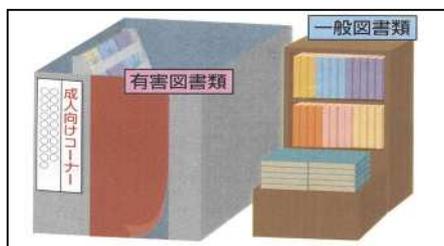
知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。

※ 有害図書類として指定する際は、原則として審議会に諮る必要があります。ただし、緊急を要する場合は、審議会への諮問を経ずに指定することができます。

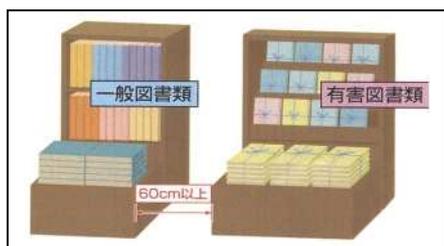
このような場合には、速やかに審議会に指定した旨を報告しなければなりません。



【参考】有害図書類の区分陳列方法



ア 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。



イ 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書類をまとめて陳列すること。



ウ ビニール袋等により有害図書類全体の包装を行う方法、有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る方法その他の方法により、容易に閲覧できないようにして、まとめて陳列すること。



エ 有害図書類を陳列する棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類を陳列すること。



オ 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。